

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	薬事管理課	整理番号	2-14
処分の種類	可燃性天然ガス濃度確認の取消し			
根拠法令条例等・条項	温泉法第14条の5第3項			
処分の概要	可燃性天然ガス濃度確認の取消し			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考]</p> <p>温泉法第14条の5第3項 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第1項の確認を取り消さなければならない。</p> <p>一 第1項の確認を受けた者が不正の手段によりその確認を受けたとき。</p> <p>二 第1項の確認に係る温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が同項の環境省で定める基準を超えるに至つたと認めるとき。</p>			
基準の制定根拠	—			